

令和元年度 第2回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：令和元年11月13日(水) 午後3時～4時34分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：渡部会長、信田副会長、岡田委員、畠山委員、鈴木委員、高廣委員、白幡委員、三浦委員、  
吉田委員、石森委員、今野委員、志賀委員、照井委員

(事務局) 高田保健福祉部長、遠藤保健福祉部次長、池田総務課長、水落障がい福祉課長、  
吉田総務課総務係長、山本総務課計画調整係長、佐藤障がい福祉課総務係長、後藤課員

欠席者：江野委員、堀口委員、守谷委員、島田委員、斎藤委員、渡辺典子委員、平野委員

会議次第

- 1 副市長挨拶
- 2 諮問
  - 1) 地域福祉計画の策定について
- 3 審議事項
  - 1) 地域福祉計画策定スケジュール(案)について
  - 2) 地域福祉計画の策定に関する基本方針(案)について
  - 3) 地域福祉に関するアンケート調査(案)について
- 4 報告事項
  - 1) (仮称)北見市手話言語条例の制定について
- 5 その他

## 開 会

(会長)

皆様、お疲れ様です。それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第2回北見市社会福祉審議会を開会させていただきたいと思います。皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして、副市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 1 副市長挨拶

(副市長)

皆様、こんにちは。北見市副市長の浅野目でございます。何かとお忙しい中、皆様におかれましては、令和元年度 第2回「北見市社会福祉審議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より福祉行政の推進に、お力添えをいただいておりますことに、心より感謝を申し上げたいと思います。

当審議会につきましては、福祉行政の推進に当たりまして、その道筋を皆様方それぞれの立場から調査・審議をいただく、大変重要な会議と考えてございます。

特に近年におきましては、国の制度改正や権限委譲などによりまして、市町村に求められる役割が大変大きくなってございますけれども、従来の制度を見直しする際など、私ども行政の判断のみならず、社会福祉の各分野で活躍される皆様方の「生」のご意見が大変重要になるものと考えております。

皆様方におかれましては、我々、行政ではなかなか気付かないような課題や疑問などについて、市民の目線に立ってご指摘、ご指導をいただければと強く思うところでございます。

また、本日は、地域福祉計画の策定につきまして、お諮りをさせていただく予定となっております。本来であれば市長が参りまして、諮問をさせていただくところでございますけれども、本日公務出張のため、不在ということもありまして、私の方から諮問をさせていただくことをお許しいただければと思います。

委員の皆様方には、それぞれの専門分野から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、審議会開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

副市長、どうもありがとうございました。

座ったまま進めさせていただくことで、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは次に、事務局より会議の成立について、報告をお願いします。

(事務局)

皆さま、お疲れ様でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局から、会議の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員数は、20人中13人です。江野委員、堀口委員、守谷委員、島田委員、斎藤委員、渡辺典子委員、平野委員は所用のため欠席、白幡委員は所要のため遅参される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認させていただきます。事前に送付させていただいた、「議事次第」及び「令和元年度 第2回 北見市社会福祉審議会 資料」です。お持ちでない方は、お申しつけください。私からは以上でございます。

### 2 諮問

(会長)

はい、資料よろしいですね。それでは、お手元の議事次第に基づき、議事を進めてまいります。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が3件、報告事項が1件の予定です。

はじめに、諮問事項の地域福祉計画の策定について、市長より諮問があります。副市長にご出席いただいておりますので、受けたいと思います。

- 諮問 -

(副市長) 北見市社会福祉審議会 会長 渡部 眞一 様

第4期 北見市地域福祉計画の策定について

本市では、平成18年2月、「ふれあって 支えあって 助けあって... どんなときもみんなの笑顔が輝くまちをつくります」を基本理念とする「第1期 北見市地域福祉計画」を策定し、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助がいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指してきました。

この間、地域を取り巻く環境も大きく変化している中、近年、新たに生じている地域の課題等に対応し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまで取り組んできた「第3期 北見市地域福祉計画」を見直し、令和3年度を始期とする「第4期 北見市地域福祉計画」を策定するにあたり、北見市社会福祉審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和元年11月13日 北見市長 辻 直孝

どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ただいま、諮問書を受け取りましたけれども、副市長におかれましては、これ以降、他の公務がございますので、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(副市長) それではどうぞ、よろしくお願いいたします。失礼します。

- 副市長 退席 -

### 3 審議事項1)

(会長) それでは会議を進めてまいります。議事次第3の審議事項に入らせていただきます。ただいま、諮問を受けました地域福祉計画の策定について、審議を始めたいと存じます。資料の1ページ目をご覧ください。1)『地域福祉計画策定スケジュール(案)について』を取り上げてまいりたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) - 配布資料に沿って説明 -

(会長) ただいま、地域福祉計画の策定スケジュール案について説明を受けました。当審議会としましては、表にありますとおり、本日の諮問を受け、この後、他の企画等やアンケートなどを進めた中で、策定をしていくというスケジュール案でございます。説明の中で何かご質問等あればお受けしたいと思います。ご発言をお願いいたします。

- 質問なし -

(会長) 特にございませんか。  
はい、それでは、特に質問がないということでございますので、ただいま、説明を受け

ましたとおりのスケジュールで進めることといたします。

3 審議事項 2 )

( 会長 ) 続きまして、2 ) 『地域福祉計画の策定に関する基本方針 ( 案 ) について』を取り上げてまいりたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

( 事務局 ) - 配布資料に沿って説明 -

( 会長 ) それでは、計画策定に関する基本方針につきまして、説明をいただきました。ただいまの説明の中で、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

始めに2ページからの計画策定の基本的な考え方という部分では、法改正に伴う内容についてご説明があったところでございます。特に3ページになりますが、市町村の地域福祉計画については努力義務ということで、計画を策定するよう努めるものとする規定が変更になっているというところでございます。それを受けまして、市としましては前回3期までの計画をベースにして、更に発展をさせていきたいというところでございます。更に上位計画という扱いが出てきていますので、他の基本計画と同程度の10年ということで、この計画を策定していきたいとのご説明があったところです。

( 委員 ) ただいま説明のありました、第4期の基本目標4つ、いわゆる自助、互助、共助、公助ですが、前回の第3期計画でも基本目標が4つありましたが、第3期から比べて第4期は大幅に基本目標の内容が変わったということで理解してよろしいでしょうか。

例えば、第3期地域福祉計画の24ページに基本目標がありますが、これらとの関連についてお聞きしたいです。

( 会長 ) 事務局から説明をお願いいたします。

( 事務局 ) 法律が大幅に変わったということで、今まで第3期までは広く色々な施策を網羅していましたが、他の計画と重複する部分を整理する中で、目標も大幅に整理させていただいた形になります。

( 委員 ) その理由をお願いします。

( 事務局 ) 理由は、法改正があったことと、国のガイドラインも変わってきたところがあり、その重複を整理する中で、目標も整理させていただきました。

( 会長 ) 目指すところは、大きくは変わらないですよ。ただ、何をキーワードにして基本として進めるかという観点、言葉を変えたということだと思います。事業のぶら揚げ方の違いだと思います。担い手づくりなのか、ネットワークづくりなのか、サービス提供の仕組みづくりなのか、環境づくりなのかというように、第3期まではそのように整理してきたところを第4期では、自助、互助、共助、公助に分けた中で、また違う角度から今まで行ってきたこと、新たに行うことを含めて整理したいということだと思います。法改正という大きな部分もあるかもしれませんが、そのような押さえ方になるのかなと感じました。いかがでしょうか。

( 事務局 ) 会長のおっしゃるとおりです。

( 事務局 ) 補足させていただきたいと思います。

今、会長がおっしゃったこと、そして委員と一緒に作成しました第3期計画の指摘、私も非常に理解できますが、実は、反省点として、地域福祉計画が教育委員会を始めとする

役所内での組織で実際に実施している個別事業と体系といいますか、繋がりが全庁的な理解を得るのが難しいところがございます。

庁内では、教育委員会、子ども未来部、市民環境部、自治連との繋がりが等々、色々な組織で実施している福祉関連事業がかなりございます。

今回、第4期目からは、福祉分野の総合計画という位置付けをこれまで以上に明確化させていただき、福祉全般の部分を含め、全庁的な理解も含めて、認識を強くしたいという狙いがございます。以上です。

(会長) いかがですか。

(委員) 基本理念は同じですね。ただ、基本目標が変わった、内容を全部網羅しているということはわかりますが、理由がはっきりしません。なぜ、担い手づくり、ネットワークづくり、サービス提供の仕組みづくり、環境づくりから、自助、互助、共助、公助、に変わったのでしょうか。今までもやっていることは同じだと思います。

第3期計画の基本目標と第4期計画の基本目標は内容的に変わるのでしょうか、それとも変わらないのでしょうか。

(事務局) 今のご質問ですが、目標として表現している内容は違ってきますが、向かっていく方向は決して変わるものではありません。先ほどからお話しているとおり、今回の計画では大きな方向性を示すものとして位置付けをしておりますので、前回と状況が変わってしまいますが、今回の第4期につきましては、自助、互助、共助、公助という表現を使いながら基本目標を表現していきたいと考えております。私からは以上です。

(委員) もう一つ、第2期の北見市総合計画が完成しましたが、この中にも自助、互助、共助、公助という言葉は一つも無いと思いますが、どこかに載っているのでしょうか。北見市の計画として、一番上位になるのが、まちづくり条例、二番目に北見市総合計画、その下に今回の地域福祉計画という順序になりますよね。あまり拘ることではありませんが、今回、これらの上位計画にまったく無い言葉が出てきたと思いますが、載っていたのでしょうか。

(事務局) 総合計画の関係ですが、実際にこれらの表現が使われているかにつきましては、申し訳ございませんが、今計画を持ち合わせておりませんので、把握しておりません。ただ、これらの表現は、今までの地域福祉計画の中では従来使ってきた表現になりますので、そこを踏襲しながら、第4期につきましてもこの表現を使って策定を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長) 正確に点検をしてもらって、結果については報告をいただくことにしたいと思います。その他、ご発言は無いでしょうか。

(委員) 2点ほどお聞きしますが、4ページの計画策定の趣旨の5つ目の丸印で「地域共生社会」の実現を改革の基本コンセプトということで、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制や地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備という文言だけ聞いていますと、地域包括支援センターにかなりの部分が含まれるような内容ですが、この計画の中では、更にもっと幅広くという意味で、何かを考えた方がいいという意味なのでしょうか。

(事務局) ご質問にお答えします。

今、おっしゃったとおり介護保険法の中で地域包括支援センターの位置付けが今後とも重要性を増すという意味の包括的な体制整備、もう一つ、障がい者を対象とした生活支援

拠点整備、要するに安全、安心な生活を担保するという拠点整備を今、まさに実施しているところですよ。

それらも併せてということで、大きく括ると地域共生社会ということになり、障がい者に焦点を当てるといった部分も付加するというのが狙いです。

(委員)

ありがとうございます。

制度が少し違いますが、実質的にこの地域で活動していくというのは、あまりそれをばらけさせてしまうと逆に効率が悪いのではないかなと一つ危惧される場所だと思います。

それと今、基本目標が、第3期と同じではないのかと言われますけども、「ふれあって支えあって 助け合って・・・どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります」というのが、自助、互助、共助、公助の話ですよ。この表現自体そうだと思いますが、そこに「どんなときも」と入りますよね。

月曜日、11月11日に障がい者関連の会議がありまして、その中で今、国が非常に重要視して早急に進めなければいけないというのが災害対策で、災害発生時に障がいのある人たちが、どう安心してこのまちで生きていけるのかというのを早急に検討しなければいけないという話がありました。

最近、北海道に台風が連続で上陸したり、局地的であっても非常に強い地震があったり、そういった中で「どんなときも」というのは、災害対策を含めて考えるべきだと思いますが、災害対策については、この中で審議されていく予定なのでしょうか。

(事務局)

あまり細かなところは、地域福祉計画には載せないようにと考えておりますが、防災ということで言うと、北見市では地域防災計画がありますので、そういった個別計画の中で位置付けていくようになると思っております。

(事務局)

補足します。今、担当係長から申し上げた部分と、さらに具体例では、当然、甚大な災害も起きていますので、先ほど申し上げました障害のある方については、生活支援拠点整備の中で災害対策と考えております。

介護保険事業計画では、第8期、これは議会からもご指摘いただいておりますが、福祉避難所の拡大がこれから肝になる部分だと思っております。

なおざりの福祉避難所ではなく、ご協力いただく場面もあるかと思いますが、訓練をやりながら実効性のある福祉避難所の運営、こうした点については第8期の介護保険事業計画の中で議論が進むのかなと私自身は考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

災害についてもう一つ、この中でどこかで出てくると思いますが、要支援者の名簿をどうするのかという議論がどこでも頓挫するので、そこをまず今回の福祉計画の中でもある程度、道筋をつけていただければと思います。以上です。

(会長)

私からも注文したいのですが、地域福祉計画の中でということもありますが、市の中の総合計画ですとか、防災計画ですとか、それらの計画の中で、そういったところが、どのような扱いになっているかという部分を点検して、また報告をしていただければと思います。

(事務局)

はい。

(会長)

その他、ございませんか。

(委員)

第3期計画と、これから作成される第4期計画を拝見しますと、私何も知らないので、

今回の基本目標はだいたいぼんやりして、実際何をするのかがわかりにくいということと、第3期を見た方がわかりやすかったなというのが正直なところです。

そして、第3期計画の25ページですが、こちらで実際に何をするのかというのが掲示されていて、今回の資料8ページの方を見ると、やはりどのようなことを実施されるのかというの、素人目にはわかりにくいので、何かとわかりやすさをお願いできるとありがたいです。以上です。

(事務局) これだけですと、何を実施するのかわからないということで、資料8ページの一番上の小さい丸の下に、前回の審議会の資料でお示した他市の計画を参考に、現在実施している具体的な事業を実際に計画の冊子ができるときには載せるなどして、どういうことを実施しているのかということになるべくわかりやすく整理したいと考えております。以上になります。

(会長) その他、ありませんか。

(委員) 私は第1期から第3期までの計画の策定にずっと関わってきました。最初に、会長がおっしゃったのですが、第3期まで携わったメンバーというのが、言ってみればボランティアですとか、福祉関係者などが集まって、それぞれ第1期でいうと100回近く会議を行い、それから第2期、さらに第3期だと2、30回の会議を行ってこの計画ができました。いざ今第4期の話が出てきたときに、第3期を見直すとそれぞれの個別計画と被っている部分が沢山あります。今回、第4期計画の中で、言ってみれば切り口が違うと思います。第4期計画の中では、むしろ個別計画の部分は、個別計画で全部包含してしまって、大筋要するにそれぞれの個別計画がそれに影響する形で表現された方が、私はもっと整理されるのかなと思っております。

第3期計画はそれぞれ基本目標が1から4まであり、実際に市の方で担当部署を振り分けると、それぞれの事業がばらばらで、それを整理するのは大変だっただろうと私は思っております。

その中で、今回の基本目標の1から4までの、自助、互助、共助、公助は、ある程度担うべきところが分かれているため、まだ整理がしやすいのかなと思っております。

ただ、実際これから素案が出てくる中で、ある程度細かい部分が出てくると思けども、それに期待をしながら、見ていきたいと私は思っております。

それともう一つ、今回、再犯防止計画という言葉が入っていますが、まだこれ自体は北見市では策定がまったく始まっていない状況なので、私がたまたま保護司をやっているものですから、包含しますと言葉がまだ残っているだけまだいいかなと、それが実際どういう形で表現されるのかというのを見ていきたいと思っております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。その他、ご質問、あるいはご意見等ありましたらご発言をお願いします。

- 質問なし -

(会長) それでは次に、アンケートの関係の説明もごさいますので、その中でもご気付きの点があれば発言いただくということで、とりあえずご質問は以上とさせていただきます。

### 3 審議事項3)

(会長) 続きまして、3)『地域福祉に関するアンケート調査(案)について』を取り上げてまいりたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

- (事務局) - 配布資料に沿って説明 -
- (会長) はい、それではアンケート調査について説明がありました。何かお気づきの点ありましたら、お受けしたいと思います。
- (委員) 質問と要望があります。  
一つは10ページ、アンケート調査で18歳以上の方から2,000人にアンケートを送りますということですが、4自治区の振り分けについて質問します。  
それから設問の中に要望がありまして、実は私、老人クラブの関係者なのですが、アンケートの中に「老人クラブ」という言葉が一つもありません。たとえば、資料13ページの一番上に新規で設問が作られています。この中に「あなたの世帯は、町内会・自治会に加入していますか。」と書いてありますが、ここに「老人クラブ」を入れてほしいと思います。他にも入れてほしい設問が何か所かあります。今ここで伝えると時間がかかるので、あとで言った方がいいのでしょうか。
- (会長) いま、おっしゃっていただいた方がいいです。
- (委員) それでは、今言った設問と14ページの問16、15ページの上から2番目の新規の設問、16ページの問20、18ページの問10に「老人クラブ」の追加をお願いしたいと思います。以上です。
- (会長) 老人クラブの活動を否定するものではないですが、例えば13ページの方だと町内会・自治会活動と老人クラブ活動を同一には語れない部分があるかなと思いますので、入れるにしても考え方を整理しないとかならないと思います。
- (委員) 町内会の関係の話ですね。
- (会長) 資料13ページの一番上に新規で設問ではそうですが、他の設問の課外での活動について、あるいはボランティア活動という分類に入るかどうか、自己の活動なのかというところの意見も分かれるところがあると思うので、福祉の活動としての部分、健康に向けて活動されていることは十分理解しておりますけれども、アンケートの趣旨と合っているのかというところは、考えていかなければならないと思います。
- (委員) そうすると、「あなたの世帯は、町内会・自治会に加入していますか。」というのは、どういう目的なのでしょう。町内会に入っているか、入っていないかを調べて何かあるのでしょうか。
- (会長) 地域活動の原点としての、自治活動をおさえるという趣旨になるのではないのでしょうか。
- (事務局) 地域の活動のベースになるのが町内会活動という考え方があり、他市でもそういった形で設問を設けているのが結構あったので、入れました。  
また、加入している、していないによって地域での繋がりですとか、その方たちの意識にどういう変化があるのか、違いがあるのか、そういったものをクロス集計して、どういう傾向があるのかを調べるため、設問を設けさせていただきました。

(委員) 突然、ここで新規に町内会に入っているか入っていないかという問いが出てきたことについて、何か市としてそれを調べて、どうするのでしょうか。

(会長) 説明できますか。

(委員) ご発言を否定するわけではありませんが、福祉の全般的なアンケート調査であるので、委員のおっしゃった5か所への「老人クラブ」追加が必要かどうかについては、一つでも多く入れられるところが無いが、事務局で検討したらいいと思います。

また、先ほどの、自助、互助、共助、公助の部分について、あまり言葉尻をとるのはどうかと思います。

私も沢山質問したい部分がありました。例えば、「障がい者について理解していますか」という抽象的な言葉は入っていますが、障がい者福祉がほとんど入っていない点についてです。しかし、私が障がい者代表となってしまうと思い、質問は控えさせていただきます。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。ほかにこのことについて、ご意見はありませんか。よろしいですか。

先ほども申し上げましたが、アンケートですから色々な観点から捉えることができると思いますが、そこは前段の行政内部で検討して、入れている部分もありますので、委員の意見も十分考慮していただいた中で、また検討していただき、最終的に了解する形で進めたいとおもいますが、よろしいでしょうか。

- 異議なし -

(会長) はい、ありがとうございます。その他に何かお気付きの点、ございませんか。

(委員) アンケートの自治区の割合について回答をお願いします。

(事務局) アンケート調査の自治区ごとの配布数ですが、それぞれの自治区に傾斜配分する形で、今考えているのが北見自治区が667人、端野が442人、常呂が412人、留辺蘂が479人ということで、合計2,000人になるように配布したいと考えております。

(会長) 人口按分と考えていいですか。

(事務局) 人口で按分してしまうと、統計的なもので3自治区、北見以外の自治区が精度を満たさないで、色々統計の中で許容誤差が何%ですとか、信頼レベルが何%ですとか条件がありますが、その中で許容誤差3%、信頼レベル99%のときにどれだけ必要かということになるので、按分しています。単純な人口比ではありません。

(会長) 前は4自治区同じ数だったんですが、今回、北見は600代、他の3自治区は400代でその中ではだいたい人口の多い少ないというところに数字が寄っているのかなと思いますけれども。ただ今、ご説明の内容でございますが、その他に何かございますか。

(委員) 1点お願いをしたいと思います。先ほどのアンケートの件ですが、基本目標との関係が見えませんが、どれが自助へ繋げる土台づくりのための情報となる設問なのかとか、どれが互助へ繋げる環境づくりの情報を得るための設問なのかなど、基本目標4つのどれにあたるのか、私が不勉強なものですから、あまり見えず、恐らくバランスも2と3にものごく集中しているような、例えば先ほどの老人クラブさんの活動の件とか、自助に入

るのかなと思ったり、恐らく基本目標を達成するための情報を得る質問がどれに該当するのかを点検していただいたり、伝わりやすくしていただいたり、もし可能でしたらバランスもご検討いただけるとありがたいなと思いました。今、回答してほしいということではなく、意見として言わせてもらいます。以上です。

(会長) 他になければ、進めます。それでは、基本目標にどう繋げるかというのを意識した中身をというところですね。  
その他、特にございませんか。

(委員) 15ページのところの個人情報についてのアンケート項目の削除について、それ自体は異議を挟むものではありませんけども、できれば前回のアンケート結果で、どれが何%程度で今後どう進めようかとか、あるいは町内会に入らない人とか、そういった人たちがどうしてなのかという原因分析などに使ったのかなど教えていただければと思います。

(事務局) ただ今、委員からご質問いただいた件について、お答えいたします。私、第3期福祉計画策定時に社会福祉課長でして、事務方として携わらせていただきました。  
このアンケートの分析結果は、役所内の保健福祉施策委員会という全庁的な組織があり、課長職で組織していますが、その中で、アンケート結果については、報告として各課長には配布しております。また、町内会・自治連の部分については市民環境部が参考資料として活用されたと思います。  
しかし、詳細分析の結果については保健福祉部としては把握しておりません。ただ、庁内で情報共有していることは、情報共有させていただきました。以上です。

(会長) その他はございませんか。アンケートの部分は先ほど3名の委員からご意見がありました。この部分については、本日は持ち帰っていただいて、行政内部でさらにつめていただいて、結果を私に確認した中でアンケートを進めるということで、了承を出していきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

- 異議なし -

(会長) はい、ありがとうございます。

#### 4 報告事項1)

(会長) それでは審議事項が終了しましたので、議事4の報告事項に入らせていただきます。はじめに、『(仮称)北見市手話言語条例の制定について』でございます。説明をお願いいたします。

(事務局) どうぞよろしくお願いいたします。私から、『(仮称)北見市手話言語条例の制定について』報告いたします。以降、座って説明いたします。資料22ページをお開きください。  
はじめに、(1)条例制定の背景ですが、国では、「障害者基本法」を平成23年に改正し、言語には手話が含まれることを明記し、平成26年には、手話が言語であることを明確に定義づけた「障害者の権利に関する条約」の批准を行っております。  
このような中、平成26年4月に、石狩市が、道内で最初の「手話に関する基本条例」を施行し、北海道においても、平成30年4月に「言語としての手話の認識の普及等に関する条例」を施行いたしました。  
本市においても、平成26年に北見市議会において『手話言語法』の制定を求める意見書」が採択されていることや、平成29年以降、手話言語条例の制定に関する議会議論も重ねてきたことなども踏まえ、平成31年1月に、聴覚障がい者や手話通訳に関する活動を行う団体などを構成員とする『(仮称)北見市手話言語条例検討委員会』を立ち上げ、

条例の制定に向けた検討を進めてまいりました。

次に、(2) 条例制定の必要性ですが、(1) でも説明いたしましたとおり、障害者権利条約等に、手話が言語として位置づけられたものの、手話が言語であることについては、いまだ多くの市民の理解を得られていないことや手話を使用することができる環境整備も十分とはいえないことから、広く市民に対し、手話が言語であるとの認識を普及させるとともに、手話を習得する機会の確保が必要であります。

次に、(3) 条例制定の目的ですが、手話が言語であることに対する市民の理解促進に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにして、手話を使いやすい社会の実現と、手話が言語であるとの理解を広く市民に普及することを目的といたします。

次に、(4) 条例の施行日は、令和2年4月1日を予定しております。

次に、(5) 新たに制定する条例についてであります。道内で既に施行済みの手話に関する条例も参考にしながら、北見市手話言語条例検討委員会において、当事者であるろう者の方、及び支援者である手話通訳者の方から、条例前文、並びに第1条から第9条までの本則について、それぞれご意見を伺いながら、条例案の検討を重ねてまいりました。

22ページ下段から23ページにわたる前文では、ろう者が手話を「いのち」と位置づけて大切に育んできたにも関わらず、手話は言語として認められてこなかったことや、

ただ今、(1)(2) で説明いたしました、条例制定の背景及び必要性について記しております。

第1条には、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定めるとともに、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、あらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現するという、本条例の目的を定めました。

第2条には、手話が言語であることに対する市民の理解の促進を行うための基本理念を定めました。

第3条から第5条には、市の責務及び市民並びに事業者の役割について定めました。

第6条及び第7条には、推進する施策及びその財政上の措置について定めました。

第8条には、条例の実効性の確保のための仕組みづくりや、施策の評価及び見直しに当たって市民の意見を反映することについて定めました。

資料25ページをお開きください。最後に、道内自治体における手話に関する条例の施行状況ですが、北海道をはじめ、道内19市、5町の25自治体で施行済みとなっております。

説明は以上であります。今後の予定といたしましては、本条例案を、12月開会の北見市議会へ提案し、市議会でのご審議を経た後に議決を頂戴し、令和2年4月1日施行を予定するものであります。

以上で、(仮称)北見市手話言語条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま制定しようとしております、北見市手話言語条例の中身について説明がございました。何かご質問等あれば、ご発言願います。

(委員) 私も行政に携わって25年くらい前から、職員に手話を学習させたり、北見市も窓口到手話通訳者を配置していたと思いますが、現在北見で手話が必要で登録されているろう者はどのくらいの人数になりますか。また、ボランティアで手話の通訳者は北見市でどのくらい登録されているか、数を教えてください。もちろん必要として条例を制定するので、沢山であろうと少数であろうと人数は影響しないと思いますが。

(事務局) 手話を使われる方の正確な人数は把握しておりませんが、消防で手話の方だけが住んでいる世帯を把握しておりまして、それは20数世帯あります。手話の通訳者の方は、現在16名活動いただいております。

(委員) ちなみに、平成元年に私が担当していた頃は、当時28件登録していました。電話では対応できませんから、その家にFAXを設置して、火事や救急や緊急のときに連携して消防に連絡が入ると、当事者として私やってきましたので、今16名ですが、庁内で200名手話を学ばせたと思いましたが。ぜひ、普及して、仕上げ、応援いただければ、ありがたいと思います。以上です。

(会長) その他にご質問等ございましたらお受けしたいと思います。よろしいですか。それでは特に無いようですので、以上とさせていただきます。

5 その他

(会長) それでは、議事の5その他であります。委員の皆さんから何かご発言ございませんか。無いようですので、事務局の方から何かございますか。

閉会

(会長) それでは、令和元年度第2回北見市社会福祉審議会を以上で終えさせていただきます。ありがとうございました。